

石油ストーブの補修用性能部品の保有期間について

石油ストーブの補修用性能部品（製品の性能を維持するための部品）の保有期間は、ペレットストーブの当該部品保有期間の参考になると思うので、ご紹介致します。

経済産業省では家庭用機械器具における補修用性能部品の最低保有期間を定め、平成8年まで行政指導を行っていました。現在では、社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会がその保有期間を定めています。

- ・開放式石油ストーブ（石油ストーブ・石油ファンヒーター） 製造打切後6年
- ・屋外排気式石油ストーブ（密閉式（FF式）石油ストーブ） 製造打切後7年

なお、これは最低保有年数であり、メーカーがこれを超える期間の保有を妨げるものではありません。

また、同協議会では、次の事項についても基準を定めています。

- （1）不当表示の禁止
- （2）必要表示事項
 - カタログの表示
 - 取扱説明書の表示
 - 保証書の表示
 - 家電品本体の表示
- （3）特定表示基準
 - 特定用語の使用基準
 - 特定事項の表示基準
- （4）希望小売り価格等の表示